

令和 5 年

## 第 2 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 5 年 5 月 1 9 日

閉会：令和 5 年 5 月 1 9 日

福岡県東峰村議会

## 令和5年 第2回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和5年5月19日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和5年5月19日 9時30分  
議長 伊藤 均  
閉会日時及び宣告 令和5年5月19日 11時32分  
議長 伊藤 均

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名

### 欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	樋口 修一
住民福祉課長	樋口 修一	教育課長	国松 直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）
議案第20号	令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について
同意第 3号	東峰村教育委員会教育長の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

7番 大蔵久徳議員 8番 佐々木紀嘉議員

## 第2回 東峰村議会臨時会会議録

令和5年5月19日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和5年 第2回東峰村議会臨時会議事日程

令和5年5月19日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）

日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）

日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）

日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）

日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）

日程第10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）

日程第11 議案第20号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

日程第12 同意第 3号 東峰村教育委員会教育長の任命について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達していますので、令和5年第2回東峰村議会臨時会を開会します。  (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から、配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、  7番 大蔵久徳議員、8番 佐々木紀嘉議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。  本臨時会の会期は、5月19日の1日間にしたいと思います。  お諮りします。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。  事務局長  (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より、議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。  村長</p>
村 長	<p>皆様、おはようございます。  本日、ここに、令和5年第2回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。  また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご理解、ご尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。  深緑が目まぶしい時期となりましたが、すでに30度を超える真夏日が続いたかと思えば、一転昨日からは肌寒い気候となっております。体調を崩しやすい気候となっておりますので、皆様方には健康に留意され元気にお過ごしいただきたいと思っております。  さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、皆様ご存じのとおり、5月8日から類型が5類に変更され、経済活動や人流がほぼ流行前まで戻り、去る5月3日から7日まで開催された民陶むら祭も、後半は残念ながら雨に見舞われましたが、たくさんの方においでいただきました。  ただ、毎日の感染者数の公表がなくなり発表の仕方が変わったことから、感染症関係の推計の把握や比較が困難になっております。村といたしましては、今後の感染予防の取り組みやワクチン接種について、きめ細やかに情報提供を行いながら、適宜適切な感染予防の取り組みをお願いしつつ、通常の生活を送っていただきたいと考えているところであります。  それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案等について説明を申し上</p>

げます。

本臨時会には、専決処分の承認について6件、補正予算について1件、同意について1件、計8件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

承認第1号、財産の取得に係る契約の変更に係る専決処分につきましては、スクールバスの購入について、契約相手方の代表者氏名、納期限を変更する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行に伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号、財産の取得に係る契約の変更に係る専決処分につきましては、スクールバスの購入について、取得価格を変更する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第6号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の専決処分につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、0歳から高校3年生までの子ども一人当たり5万円の給付を、令和5年5月中に給付するための補正予算の必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第20号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに3,648万7千円を追加し、歳入歳出総額を41億794万9千円とするものです。

	<p>歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」事業として、2款総務費2,558万7千円、3款民生費1,090万円、合計3,648万7千円を計上しております。国からの「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」、2,648万4千円を活用するものであります。</p> <p>同意第3号、東峰村教育委員会教育長の任命につきましては、縄田淳一氏が令和5年5月30日に任期満了となりますが、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。本日は、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」          補足説明を担当課長に求めます。          教育課長</p>
教育課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」          地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。          令和5年5月19日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。先ほどの差し替え分をお願いいたします。          東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、財産の取得に係る契約の変更を専決処分する。          令和5年3月15日、東峰村長名でございます。          財産の取得に係る契約の変更についてでございます。</p> <p>地方自治法第96条第1項第8号により、議会議決を受けたスクールバスの購入について、契約相手方の代表者氏名、納期限を下記のとおり変更する。</p> <p>財産の種類及び数量 スクールバス1台          取得価格 774万5,580円（内消費税69万9,960円）          契約の相手方 北九州市小倉北区西港町15番60号          三菱ふそうトラックバス株式会社 九州ふそう北九州市支店長          変更前 水野敦夫          変更後 生田敏人</p> <p>納期限 変更前 令和5年3月24日          変更後 令和5年5月12日です。</p> <p>変更の理由といたしまして、相手方につきましては、支店長の交代に伴うものでございます。</p> <p>納期限の変更につきましては、自動車部品の供給不足等により、納期の延長が生じたものによるものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。          承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」          質疑を行います。          質疑はありませんか。</p>



	(質疑なし)
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>4ページをお願いします。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>令和5年5月19日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第2号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和5年3月31日、東峰村名でございます。</p> <p>理由、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布されたことに伴い、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものであります。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年東峰村条例第15号、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。</p> <p>第13条、障害者施設等に入所した場合の特例について、法改正によりまして、重度障害者医療費支給者の障害福祉サービスに適用される居住地特例の対象施設に、介護保険施設等が盛り込まれたことによる条例追加改正でございます。</p> <p>例を挙げますと、特養ホーム保険施設のほかに、介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム等が追加整備されております。</p> <p>附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>条例の改正については、特段問題はないと思うんですけども、専決処分書の提案理由のところですね。</p> <p>この条例に関する法律の改正が、昨年12月16日に公布されているかと思えます。この公布されているということは、内容がこの時点で分かっているかと思うんですけども、なぜ、このタイミングというか、専決をせざるを得なくなったか、理由のほうをお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>法律の公布自体がですね、12月16日に公布されている。これについては事実でございます。</p> <p>その中で、3月議会で間に合わなかったのかという質問であるというふうに理解しております。</p> <p>3月議会に向けて条例等改正の整備をしていたところではございましたが、事務的なですね、これ手続き上ですね、ちょっと日程のすり合わせと言いますか、上程に間に合わない分がございまして、ちょっと3月31日、4月1日から施行するというところで、その直前になりましたが、3月31日に専決処分をさせていただいたところで、ご了解いただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>7ページをお願いします。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>令和5年5月19日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第3号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和5年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改</p>

	<p>正する省令の公布及び施行に伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものであります。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年東峰村条例第16号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。</p> <p>法改正により、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の見直し等が行われたものが、主な要因でございます。</p> <p>説明いたします。</p> <p>課税額、第2条第3項、課税額について。</p> <p>後期高齢者支援金等課税の限度額が、20万円から22万円に改正されています。</p> <p>よって、国民健康保険税の課税限度額が、102万円から104万円に引き上げられ、改正されております。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>国民健康保険税の減額、第23条2号。</p> <p>5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、非課税の数に乗ずべき金額が、28万5千円から29万円に引き上げ改正されております。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>国民健康保険税の税額、第23条第3号。</p> <p>2割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額が、52万円から53万5千円に引き上げ改正されております。</p> <p>これに伴いまして、軽減判定所得の見直しが行われて、中間所得層の被保険者の負担に配慮した改正となっております。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>適用区分、2、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第8	

議 長	<p>日程第8 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>説明に入ります前に、議会前に東峰村税条例の一部を改正する条例の改正概要資料をお配りしておりますので、そちらも併用しまして説明させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、続けたいと思います。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>令和5年5月19日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第4号、地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和5年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。</p> <p>条文につきましては、25ページから51ページまで、全26ページでございます。</p> <p>主要部分につきましては、配布資料を基に説明させていただきたいと思っております。</p> <p>配布資料のほうは、左から番号をふっております。1から32までふっております。それから、さらに、それにかかわる条例、対応する法令、改正の概要という形になっております。</p> <p>条例のほうでは25ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年東峰村条例第17号、東峰村税条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。</p> <p>それでは、配布資料を基に説明させていただきます。</p> <p>左側ですね、番号で1番から12番までは、村民税の改正となっております。</p> <p>主な改正のほうとしましては、令和6年度の森林環境税の導入によるものでございます。</p> <p>第34条の9、2項、条例では25ページでございます。</p> <p>配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、でございます。</p> <p>これにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正でございます。</p> <p>施行にあたりましては、令和6年1月1日からとなっております。</p> <p>2番、第36条の3の2、2項、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書。議案ページは25から26ページになります。</p> <p>給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化の新設に伴います改正でございます。これにつきましては、令和7年1月1日から施行されます。</p>

	<p>4番目、第38条1項、3項、3項につきましては新設でございます。</p> <p>個人の村民税の徴収の方法等について、こちらも森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する、改正等によるものでございます。こちらのほうは、令和6年1月1日から施行されます。</p> <p>5番目、第41条、個人の村民税の納税通知書、議案ページは27ページになります。</p> <p>こちらも同法の施行に伴いまして、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等によるもので改正されております。こちらにつきましては、令和6年の1月1日から施行されます。</p> <p>続きまして6段目、第44条1項、2項、3項、5項、6項でございます。給与所得に係る個人の村民税の特別徴収についてでございます。議案ページは27ページから29ページになります。</p> <p>こちらも同法の施行に伴いまして、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正でございます。こちらにつきましては、令和6年1月1日から施行されます。</p> <p>続きまして7番、第46条給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等についてでございます。議案ページは29ページです。地方税法の施行規則様式の新設に伴う改正でございます。</p> <p>8番、第47条1項、2項、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れでございます。こちらも同法の321条の7第2項が改正されたことに伴う改正でございます。こちらは令和6年1月1日からの施行となります。</p> <p>9番、第47条の2、1項、2項、公的年金等に係る個人の村民税の特別徴収についてでございます。議案ページは30ページから31ページになります。</p> <p>こちらも同法の施行に伴いまして、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等になっております。</p> <p>10番、第47条の6、1項、2項でございます。</p> <p>年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ、議案ページは31ページから32ページでございます。</p> <p>こちらも同法による第321条の7の10、第2項が改正されたことに伴う改正でございます。</p> <p>配布資料の2ページをお願いします。</p> <p>2ページ、11番と12番、こちらにつきましてはですね、第48条1項それから5項、第50条1項、2項、議案ページにつきましては、32ページから33ページにかけてですが、施行規則様式の新設に伴う改正でございます。</p> <p>それでは、軽自動車税に入ります。</p> <p>13番目です。第82条の1号のエでございます。議案ページは33ページから34ページでございます。</p> <p>種別割の税率につきましてでございます。</p> <p>ミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外しております。除外した結果、当該特定小型原付は、条例第82条第1項のイに該当するようになります。</p> <p>こちらにつきましては、令和5年7月1日から施行いたします。</p> <p>16、附則関係でございます。</p> <p>附則第8条、1項、議案ページは35ページになります。</p> <p>肉用牛の売却による事業の所得に係る村民税の課税の特例、こちらのほうは法改正によりまして、3年間の延長が行われております。</p>
--	---

	<p>それから18番目、議案ページが36から38ページになります。</p> <p>附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、こちらは大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわが町特例の割合を定める規定となっております。</p> <p>その他は、項ずれの反映をしております。</p> <p>それから20番と21番でございます。</p> <p>附則第10条の4、2項、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、並びに附則第10条の5、2項、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、法律の改正にあわせて改正されております。</p> <p>続きまして22番、附則第10条の6、議案ページは39から41ページになります。</p> <p>令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてでございます。</p> <p>令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定の整備でございます。</p> <p>3ページ目をお願いいたします。</p> <p>23番目、附則第13条の4、議案ページ、41から43ページでございます。</p> <p>住宅用地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の減額でございます。</p> <p>令和4年度分の税額を算定するにあたり、特例措置が適用される土地について、令和5年改正前の法による特例率を乗じることとする改正でございます。</p> <p>それから、25番をお願いいたします。</p> <p>25番でございます。附則第15条の2、条例ページが45ページになります。</p> <p>軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。臨時的軽減措置に係る規定を削除しております。</p> <p>26番、附則第15条の2の2、4項、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてでございます。議案ページ、45から46ページ。</p> <p>不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更でございます。</p> <p>それから28番、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。議案ページは46から49ページになります。</p> <p>軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間延長する旨の改正でございます。</p> <p>それから29段目、附則第16条の2、1項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、議案ページが49ページです。並びに3項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございますが、既定の附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。</p> <p>併せて3項のほうは、先ほど不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更しております改正でございます。これにつきましては、令和6年1月1日から施行されます。</p> <p>最後になります。</p> <p>32段、議案ページが51ページになります。</p> <p>附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例、こちら規定の整備をされました改正でございます。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	---

	<p>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1、東峰村税条例第82条第1項の改正規定 令和5年7月1日。</p> <p>2、東峰村税条例第34条の9、第38条第1項及び第3項、第41条第1項、第44条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項、第47条第1項、第2項、第47条の2及び2号、第47条の6、第2項及び附則第16条の2の改正規定につきましては、令和6年1月1日。</p> <p>3、東峰村税条例第36条の3の2、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項の改正規定は、令和7年1月1日。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>今、森林環境税のことが出されましたけれども、これは6年から新たに設けられるということですね、私は、これは読んで字のごとく森林を守る、環境を守るための税だろうと思っておりましたけれども、一律国税として1千円を集めるんじゃないかという思いをちょっとしてたんですが、今の説明ではちょっと分かりにくいところがありました。もう一度具体的にですね、この森林環境税の目的、それから徴収方法ですね、それから、どのようなものに使われるのかを教えてください。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>目的については、森林環境税ですので、佐々木議員さん言われたとおり、森林に関する整備、並びに自然を守るためのあらゆるものに使われると思っております。</p> <p>先ほど言いましたとおり、国内にある個人に対して課税される国税でございます。令和6年から村民税の均等割に合わせて、1人年額1千円を負担する方向になります。</p> <p>事業の内容としましてはですね、そこまではちょっと、すみません、今のところ、どういった詳細に流れていくのかというのは、ここではちょっと今詳細に説明することはできません。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今のところ分からないということですが、分かり次第また教えていただきたいと思っております。</p> <p>私たち村民も何か事業としてですね、使えるものも出てくるんじゃないかというふうにも思いますので、どういう形で使われていくのか、また改めて教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>森林環境税自体は令和6年度から徴収という形ではございますが、もう既に前倒しという形で、令和元年度より森林環境譲与税という形で、前倒しで交付されております。</p> <p>その中の事業で、もう既にさまざま取り組んでいる事柄がございますので、内容については農林建設課長のほうから、概略でございますが、説明をさせたいと思っております。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほども村長申しましたように、森林環境譲与税という形で、既に今、森林を守る取り組みという形で進めているところでございます。</p> <p>今やっておりますのは、森林を保有されている個人の皆様ですとか、といった方ですね、今後の森林の管理の意向というものをですね、今調査をさせていただいて、それを、今後個人で管理されるのか、村のほうに委託していくのかと、そういったところを今調査させていただいているところでございます。</p>

	<p>今後は、そこの管理についてですね、例えば、村にお願いされたりする場合については、そういう場所のところの整理をどのような形で、例えばエリアを分けて整理するかとか、そういったものを決めつつ、今度は現地の方でそういう森林の整備をやっていこうといった流れを今考えているところでございます。</p> <p>そういう具体とか、そういうものにつきましてはですね、今後またいろいろと、あらゆる場でご説明させていただきたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この専決処分については、地方税法の改正ということですので、議員がとやかく言うあれではないんですが、この税法が変わったら、今度は東峰村民にはどのような税負担が及ぼすのか。ここに32項目ということを書いてはいただいております。</p> <p>あとでもいいです。分かりやすく、じゃあ、この項目については東峰村民に税負担がこのように変わりますとか、そういうもの等を教えていただければというふうに思います。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>佐々木議員言われるとおり、この森林環境税の導入におきまして、村民の皆様はどういう影響というか、ことが、徴収される額というのは、もう変わらないとは思いますが、それにおいてどういった影響を及ぼすかというのはですね、できるだけ分かりやすく、後ほど報告させていただければと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>課長、森林環境税の関係ばかりではなく、この32項目が東峰村村民に税負担がどのように及ぼすのかというのを、後でもいいです。もう少し分かりやすく、なんですか、税法改正の文章だけではなかなか分かりづらいので、例えば、先ほど佐々木孝議員がおっしゃった、環境税については1千円の徴収とか、その他、この32項については、こういうのが東峰村村民に、税法上の改正によって、何と言いますか、負担が生じるとか、そういうのをもう少し分かりやすく、後で結構です。教えていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	承知いたしました。
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時27分)</p>
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。



	(10時40分)
日程第9	
議長	<p>日程第9 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>52ページをお願いいたします。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>令和5年5月19日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>53ページをお願いします。</p> <p>先ほどお配りした差し替えのほうをご覧ください。</p> <p>東峰村専決第5号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、財産の取得に係る契約の変更を専決処分する。</p> <p>令和5年4月3日、東峰村長名でございます。</p> <p>財産の取得に係る契約の変更について</p> <p>地方自治法第96条第1項第8号により、議会議決を受けたスクールバスの購入について、取得価格を下記のとおり変更する。</p> <p>財産の種類及び数量 スクールバス1台</p> <p>取得価格 変更前 金額774万5,580円(内消費税額69万9,960円)</p> <p>                  変更後 金額774万4,390円(内消費税額69万9,960円)</p> <p>です。</p> <p>契約の相手方 北九州市小倉北区西港町15番60号</p> <p>                  三菱ふそうトラックバス株式会社</p> <p>                  九州ふそう北九州支店長 生田敏人</p> <p>納期限 令和5年5月12日でございます。</p> <p>理由といたしまして、4月に入り、先ほど承認いただきましたスクールバスの件でございますが、4月から自賠責の保険料が減額されたことにより、金額が1,190円減額となっているものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>一応確認のためお聞きしたいんですけども、取得価格についてです。</p> <p>変更前と変更後で1,190円減額になっているんですけども、消費税額が同じ額になっております。自賠責ということなんで非課税対象ということで、ここの額は変更ないということでしょうか。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>議員さんおっしゃいますとおり、この1,190円の減額につきましては、自賠責の保険料ということで消費税の対象となりませんでしたので、こちらの消費税については価格が変わらないことになっております。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p>

	ご意見はございませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定しました。
日程第10	
議長	日程第10 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	説明に入ります前に、先にお配りしましたものと共通するとか、臨時給付金関係支給実績というのを配らせていただいております。これは全協のときに、同じような事業についての実績を出しなさいということでしたので、そのときの資料を出しておりますので、参考にしていただければと思っております。 それでは、議案のほうに入りたいと思います。 54ページをお願いいたします。 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和5年5月19日提出、東峰村長名でございます。 55ページをお願いいたします。 東峰村専決第6号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)を専決処分する。 令和5年4月20日、東峰村長名でございます。 理由、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、0歳から高校3年生までの子ども一人当たり5万円の一律給付を、令和5年5月中に実施するための予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。 56ページをお願いいたします。 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号) 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,146万2千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和5年4月20日専決、東峰村長名でございます。 57ページをお願いいたします。

	<p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>11 款国庫支出金、2 項国庫補助金、補正額 2 7 1 万 4 千円、補正後の総額 4 0 億 7, 1 4 6 万 2 千円。</p> <p>5 8 ページをお願いします。</p> <p>歳出、3 款民生費、2 項児童福祉費、補正額 2 7 1 万 4 千円、補正後の総額 4 0 億 7, 1 4 6 万 2 千円。</p> <p>6 1 ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、11 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額 2 7 1 万 4 千円。</p> <p>節でございます。</p> <p>2 節児童福祉費国庫補助金。説明としましては、子育て世帯生活支援特別給付金、その他世帯分でございます。</p> <p>6 2 ページをお願いいたします。</p> <p>3、歳出、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉費、補正額 2 7 1 万 4 千円。</p> <p>節の区分でございます。</p> <p>1 0 節需用費 1 万円、消耗品でございます。</p> <p>1 1 節役務費 4 千円、通信費等でございます。</p> <p>1 2 節委託料 5 5 万円、システムの改修費でございます。</p> <p>1 9 扶助費 2 1 5 万円、子育て世帯生活支援特別給付金の総額でございます。</p> <p>予定では、4 3 名分を予定しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第 6 号「専決処分承認を求めることについて（専決第 6 号）」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6 番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>毎度こういう給付金をする際に、システム構築の委託料が発生してしまっております。もう致し方ないのかなと思ってしまえばそこまでなんですけれども。</p> <p>今回にあたっては、令和 4 年度の支給者という部分がもう確定してて、プラスして非課税の令和 5 年生誕者ということである中であれば、そこまでシステム構築をする必要がないのかなと思ったりするんですけれども。</p> <p>システム構築しないといけない理由、支給をするためにですね、この 5 5 万かかっている理由について、もう少しご説明いただけますでしょうか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>高橋議員おっしゃるとおり、4 年度にも行いましたので、そのデータを使えばよろしいんじゃないかということだったと思いますけれども。</p> <p>やはり支給にあたっては 5 年でやるわけでございますが、データ自体は持ってくるんですけれども、そこに新たに 5 年に配布される人たちを加えてという形ができて来ますので、それに対して、さらに実際の構築がもう 1 回されなければならない状態になりますので、この 5 5 万円という予算を上げております。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>細かい質問はもう一般質問等でしたいとは思いますが、結局このシステム構築、委託をしないと、要は、この支給対象者を探し出すことができない、という考え方でよろしいんですかね。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>人数は少のうございますが、やはりシステムの中から抽出作業をしなければ、確実にやらなければなりませんので、その点でさせていただきます。</p>

議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第20号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>63ページをお開きください。 議案第20号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)」 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,648万7千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ41億794万9千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和5年5月19日提出、村長名でございます。 64ページをお開きください。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 11款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額2,648万4千円。 15款繰入金、2基金繰入金1,000万3千円。 合計で41億794万9千円でございます。 65ページをお開きください。 歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正額2,558万7千円。 3款民生費、1項社会福祉費1,090万円。 補正後の合計でございます。41億794万9千円でございます。 続きまして、68ページをお開きください。 歳入、11款国庫支出金、1総務費国庫補助金、補正額2,648万4千円。 26節2,648万4千円でございます。 15款繰入金、1目財政調整基金繰入金1,000万3千円、1財政調整基金の繰入金でございます。 続きまして69ページ、3歳出、2款総務費でございます。 これにつきましては、詳細は各課から後ほど説明させていただきます。 32目、補正額2,558万7千円、3款民生費、15目1,090万円でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ふるさと推進課長</p>

<p>ふるさと推進課長</p>	<p>69ページでございます。</p> <p>2款1項32目、まず10節需用費と12節委託料、こちら消費下支えのためにデジタル商品券の交付を行うものでございまして、一人当たり3千円分のポイント付与をすところにしております。</p> <p>それから、18節負担金補助及び交付金、こちらの3つ目ですね、運輸交通事業者原油価格高騰対応支援事業、こちら村内の運輸業者さん、1台当たり3万円の交付を行うもので36万円。</p> <p>それから、その下、国県持続化給付金等申請業務支援事業、こちらは物価高騰で経営の改善等を行う事業者さんの各種申請等、こちらの業務の支援というところで200万円の計上。</p> <p>それから、一番下ですね、特別定額給付金事業、事業者版というところで、物価高騰により事業者の下支えとしまして、事業者当たり5万円、こちらのほうを支給するもので、750万円のほうを計上させていただいております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農林建設課長</p>
<p>農林建設課長</p>	<p>引き続きまして、2款の1項32目の18節負担金補助及び交付金のところでございますが、一番上の土づくり推進支援金、金額としまして210万円でございます。</p> <p>こちらにつきましては、物価高騰によりまして影響を受けた農業者様に対してですね、堆肥の購入に係る金額をですね、4割から8割に補助させていただくというものでございます。</p> <p>続きまして、その下ですね、水稻収穫促進（乾燥調製）の支援金ということでございますが、577万5千円でございます。</p> <p>こちらにつきましても物価高騰により影響を受けております農業者様の支援としまして、水稻収穫時ですね、乾燥糶摺りに係る費用の5割をですね、また補助させていただくというようなものになります。</p> <p>農林建設課からは以上になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民福祉課長</p>
<p>住民福祉課長</p>	<p>住民福祉課所管のところを説明させていただきます。</p> <p>同じく69ページでございます。</p> <p>3款民生費、1項社会福祉費、15目価格高騰緊急支援給付金としまして、補正額1,090万円。</p> <p>節でございます。</p> <p>12節システム改修費130万円、19節扶助費960万円、価格高騰緊急支援給付金でございます。</p> <p>こちらの内容としましては、各課とも一緒でございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のうちで価格高騰緊急重点支援交付金として上げられております。</p> <p>重点事業として低所得者への支援としまして、住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円を支給するものでございます。</p> <p>本村におきましては、現在320世帯ほどを予定して計上しております。</p> <p>支給時期としましては、7月から8月に予算が通れば支給開始をしたいと考えております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上、補足説明が終わりました。</p> <p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第20号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

	6番 高橋弘展議員
6番	<p>全協のときにちょっと聞くタイミングがなかったのでお聞きしたいんですけれども。</p> <p>この緊急経済対策地方創生臨時交付金事業についてなんですけれども、今までの実績をさまざま出していただいて、各課網羅されて、今回この予算計上あたっているかと思いますが、今まで教育課のほうでも継続して予算計上されたりしてたと思うんですけれども、価格高騰に対しては、給食費の材料の高騰であったり、保育所関係に関しても住民福祉課のほう関係するかと思いますが、その辺に関しては、今回は考慮されなかったんでしょうか。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>学校関係で、コロナ特別交付金につきましては、昨年度給食費の実績に応じて3%の村からの補助を行ったところでございます。もう今年度に関しては、交付金に関しては、今のところ必要ではないということで、今回計上をしていないところでございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、必要なときには対応をお願いしたいなと思います。</p> <p>学校だけでなく給食、保育園、保育所も関係しているかと思います。その辺をぜひ見ていただきたいなと思うのと、あと、もう2点質問があるんですけれども。</p> <p>消費下支えのためのデジタル商品券交付事業、全協のときにも大体のスケジュール感を出していただきたいなという話があったのですが、一切補足説明でもなかったもので、当初予算の中でもプレミアム商品券、デジタル商品券化、そして今回も消費下支えということで、村民全員に3,000ポイント、3千円分の商品券ということで、大体それがいつぐらいに開始するののかという時期をお知らせいただけますでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>その辺のところ、ただ今鋭意準備中でございますけど、今、こちらの予定といたしましては、当初8月ぐらいを予定をさせていただいて、商品券の利用開始自体が昨年在8月からだったので、それにあわせて8月というふうにしておりましてけど、今、ちょっと新しいことでございますので、ちょっと準備等に少々調整等が時間がかかっておりまして、今、9月等も検討に入れて、遅くともそこまでには利用開始ができるというような。</p> <p>配布自体はそれ前にですね、配布をさせていただきたいと。申し込み等にあわせてお配りしたいというふうを考えておりますので、それ以前に配布等はされるかというふうには、今の時点では予定をさせていただいております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ちょっとその引き続きなんですけれども。</p> <p>という今の説明であれば、今回のこの全村民に対する商品券というか、カードになるのか、交付と、そのプレミアム商品券、デジタル化されたプレミアム商品券は、同時期に行うという認識でよろしいでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>現時点で想定しておりますものは、始まり等は、基本利用開始等は、同時期から始めたいというふうには考えております。</p> <p>ただ、終了の時期等が同時期になるのか、ちょっとずれるのかは、片や県の事業とか国の事業とがありますので、そちらのスケジュール感にあわせたいとは思っておりますので、そちらはもう少し調整というか、検討のほうをさせていただきたいというふうには思っております。</p>

議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>今回初めてデジタル通貨ということでございますけれども、また、他に給付金等々もありますが、今、マイナンバーカードを登録して、そしてポイントするときに銀行口座の登録もありましたよね。</p> <p>そういったことで、支給に関して今回デジタル通貨だからできないんでしょうけど、支給に関して、その人たちには、マイナンバーがある人には、5割以上登録していると思いますけど、その人たちにはスムーズに給付ができると思いますけれども、そういったことはマイナンバーでできないのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>マイナンバーとの連携について、口座登録をされている。あるいはこういった、先ほどの臨時給付金とか経済対策の部分、そういった給付金の振り込みの口座の登録でございます。</p> <p>具体的に地域商品券との連携につきましては、マイナンバー連携ということで、一部自治体がですね、商品券と連携しているところはございます。</p> <p>それはこの前まで、今はポイント付与はございますが、ポイント付与をですね、地域の商品券に付与するという形で、国と自治体と契約をした上で、そのカードがメニューの中に入る。その手続きが必要となりますので、今回がマイナンバーのマイナポイントの付与については、一応9月末日までになっておりますので、時期的にはちょっと合わないというところではございます。</p> <p>登録してある口座というのは、国からの交付金の振り込みの口座の登録ということで理解していただきたいと思っております。村からそういった商品券のポイントを、そのマイナンバーに登録するというのは、今のところ制度上、確かできていなかったというふうに理解しております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>国から10万円の給付のときに、マイナンバーを登録しておればスムーズにそういった事業が行えたという話があったので、これが村においてもそういったことができるかと思っておりますけれども。</p> <p>そもそもマイナンバーカードを登録して、村民が享受できるメリットですね、そういったことはここへんじゃなかろうかと思うんですよね。今のところできないかもしれませんが、将来にわたってこういった給付は、コロナ関係、また戦争の関係であると思っておりますので、そういったことがもしできるなら、そういった努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今のところマイナンバーカード自体にポイントが入るという制度ではないので、ちょっと制度の中身についてですね、検討はさせていただきたいと思っております。</p> <p>そういった形で、連携の余地があればですね、当然村としてもマイナンバーカードとの連携を行うことで利便性の向上、それについては積極的に図っていきたいというふうに思っております。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第20号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、議題といたします。 ここで、教育長の退室を求めます。 (教育長 退室)</p>
議 長	<p>補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>70ページをお開きください。 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」 次の者を東峰村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 令和5年5月19日提出、村長名でございます。 氏名 縄田淳一 住所 朝倉市杷木志波4838-5 任期 令和5年5月31日から令和8年5月30日まで 理由、東峰村教育委員会教育長の任期が満了となるが、引き続き縄田淳一氏を東峰村教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。 なお、経歴につきましては、71ページに掲載させていただいております。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>村長に任命の理由の部分について、少々お伺いしたいかと思えます。 令和4年度より教育委員会のほうにも指導主事の方が導入されているかと思えます。その導入の際に、教育長だったかと思えます。導入をすれば教育長に関しては、元教員でなくても、民間の方でもなることができるのではなかろうかと、いうふうなお話もあったと聞いているんですけども。 今回、縄田氏が再任ということで、任命の同意案件上がってきておりますけれども、村長が今回、縄田氏を任命されるに至った考え、経緯について、改めてお聞きしたいと思えます。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>任命に関する部分につきましては、いわゆる長の専権事項ということになります。 ただ、その理由と申しますか、につきましては、先ほど議員さん申されました、学校教育と社会教育、教育委員会の所管というものはですね、結構幅広くございます。その中で、令和4年度から指導主事を配置した。この分について学校教育と教育委員会、また、地域との連携の強化を図った、その部分があると思えます。 そのときの発言につきましては、さまざま受け取り方はあると思いますが、私といたしましては、元々法律に基づく教育行政に関し、識見を有する者、そういった形でこれまで3年間、私が村長になって1年半でございますが、行政にかかわる部分で教</p>



	育行政行っていただいて、引き続き村長として、教育長に就任していただきたいという形で、再任についてですね、こういった同意をお願いするものでございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>もう地教行法改正して、かなりなってくると思うんですけども、村長、行政部局の長としても、教育行政に対して意見具申ができることになったかと思います。総合教育会議等々ですね、そういう機能を有しているかと思います。</p> <p>やはり教育行政大事な部分としては、やはり人材の育成、教育という部分、大きな部分、先ほども言われましたけれども、学校教育、社会教育、幅広い部分あるかと思えます。</p> <p>その上で縄田氏再任ということで、村長は、縄田氏の2期目に対して、どういうふうな期待をされているのでしょうか。教育行政に対して、2期目になると、やはりこの東峰村の事情をかなり把握されているかと思えます。思い切った改革、そういった部分にも取り組んでいただける期待感を込めて、少し質問させていただきたいんですけども。</p> <p>村長は、この2期目の縄田氏に何を期待されているのでしょうか。質問です。</p>
議長	村長
村長	<p>現状の教育行政に関する部分、それで、自分としては、改革という視点の考えは今のところございません。</p> <p>これまでの中で学校教育、学校の教育の現場については、大変良い雰囲気と言いますか、そういう形になっていると思っております。</p> <p>ただ、社会教育につきましては、ちょうど2年からの新型コロナウイルス感染症の関係で、事業自体がなかなかできにくかった、その部分もでございます。そういった中で、やはり社会教育については、どれだけの参加、興味を持つ事業を執行行っていたか、これについては、公民館長との連携にはなると思いますが、そういった形で考えております。</p> <p>学校教育については、これまでどおりですね、より一層小中一貫教育の具体化と言いますか、推進を行っていただきたいというところで期待をしているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>村長の選挙公約の中でも、だいぶ教育に関して踏み込んだ部分も公約に入れられていたかと思えます。そういった部分でちょっと期待して質問させていただいたんですけども。</p> <p>やはり学校教育に関しても、かなり現在東峰学園。1村1校しかございませんですけども、その環境が非常に変わってきているかと思えます。それは国全体の部分もあるかと思えます。教員数の減少であったり、もちろん子どもの数も減ってきています。</p> <p>その中で東峰学園、小学校が合併というかですね、併合してからも大きく変わっていく中で、やはり現状に即した学校のあり方というのをしっかり考えていかなければならないのかなという部分、やはり今後の村を考えるうえで、しっかり村長が任命される教育長に対して考えを述べていかないと、なかなか村の形に合った学校教育、社会教育というのが達成できないのかなと思えます。</p> <p>その部分も総合教育会議の会議録を読ませていただいたんですけども、やはり村長から、より教育長に対しても意見ができる形を持って行かないと進まないのかなと思えます。</p> <p>そういった関係性を含め、ぜひとも教育長に対しても村としての考え、村長としての考えを、ぜひ、入れていただきたいと思いますと思うところですが、いかがでしょう</p>

	か。
議 長	村長
村 長	<p>総合教育会議等については、地教行法改正の中で設置されたもの。当然理解しているところでございます。</p> <p>教育行政の計画につきましては、1つは総合計画、村の基幹となる計画、これに基づいて教育分野における業務について、さまざま事業計画を持って行っているところ、その間を取り持つという形で総合教育会議が設置されております。</p> <p>ですので、村といたしましては、総合計画、村の全体的な基本構想の中で、教育委員会でも教育施策要綱というのを作っておりますので、そういった内容を自分としても見ながら、意見すべきところは意見する。</p> <p>変えると言いますか、今のところ自分の考え方、小中一貫校の関係にしてもですね、進んでおりますので、またそのときに応じてですね、きちんと意見するところはしていきたい。それはもう当然のことだと思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>先ほど高橋議員もちょっと質問されましたけれども、指導主事を導入されるときにですね、教育長が言われた、校長経験者じゃなくても誰でもできるような言い方をされました。これはちょっとどうかなというふうに、私も感じたところでした。</p> <p>それから3月の議会の中で、入学前の4月1日から入学式までの間、こども館で新1年生を預かることをできないかと言われたときにですね、「預かることはできません」と言われたんですね。</p> <p>「検討します」ぐらいだったらまだよかったですね、もうはっきり断られたというところですね、ちょっと温かみがないなというのを正直言って感じました。</p> <p>これ教育委員会の方針なのか、教育長の方針なのか、これは分かりませんが、そういったところで、ちょっとはてなマークが付いたんですけども、教育委員会をはじめ教育長頑張っておられるので、それはそれで認めているんですけども。</p> <p>村長もそういったところは、同じような考え方で臨まれているんでしょうか。こども館のこととか教育長の発言についてです。</p>
議 長	村長
村 長	<p>教育長の発言につきましては、指導主事自体がですね、学校関係、また学校教育行政に明るいということで、実際に教育の現場に入って教育委員会との連携、また、地域との連携を行うという形で、やっぱり教育長の職務といたしましては、指導主事の業務というのは、当然指導主事の業務でございます。</p> <p>教育長の職務というのは、当然全体、教育行政ですね、全体の職務でございますので、学校教育に関しては指導主事が担っていただくという意味合いの中で、発言されたのではないかなというふうに推察はしております。</p> <p>これについては、具体的に自分が真意を聞いたわけではございません。</p> <p>あと、こども館の関係でございますが、あの件については、学校教育というよりは子育て支援、また、そういった部分の分野にもなると思っております。</p> <p>できないというのは、村として、公営としての措置ができないという回答をした部分でございます、いろんな形でそういった支援する場というものについては、今後検討していかなければならない。具体的な案というのは、まだ持ち合わせておりませんが、要望に応じて民間の力を使うというのが、大体一原則ではございますが、村として何かできることはないか、こういう部分については、今後の検討となるのではないかなというふうに思っております。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p>

	<p>ご意見はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第3号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定されました。 教育長の入室を許可します。 (教育長 入室)</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長より、あいさつの申し出がっております。 これを許可いたします。 村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日、令和5年第2回東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案いたしましたすべての議案等について、原案どおり可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。 さて、また今年も梅雨の時期が近付いてまいりました。村の防災訓練は6月の25日を予定しております。本年はコロナ禍を乗り越え、各地区工夫を凝らした訓練に取り組んでいただきたいと思いますところがございます。 また、本年は、それに先立つ形ではございますが、5月の28日、日曜日に福岡県総合防災訓練が朝倉地域で行われます。 先日の全戸配布でこのようなチラシを配ったところがございますが、東峰村においてもいづみ館で訓練を実施し、東峰学園グラウンドを臨時ヘリポートとして移送訓練が実施されます。議員の皆様をはじめ、村民の皆様のたくさんのご参加をいただき、防災意識の高揚を図っていただきたいと思いますことと期待するものであります。 6月に予定されておりましたほたる祭りは、残念ながら中止されると伺っておりますが、6月10日土曜日には竹地区で竹棚田の火祭りが開催されます。夜のイベントですが、暗闇を彩る千本のトーチが幻想的な棚田風景を映し出します。皆様にご参加いただければと思っておりますし、楽しみにしているところであります。 災害への心構えをしっかりと持っていただきますとともに、議員各位におかれましては健康でご活躍いただきますようご祈念を申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和5年第2回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (11時32分)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員